

●香川県警察本部告示第9号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収職員)</p> <p>第12条の2 施行細則第11条の6第2項の規定により放置違反金等の滞納処分に関する事務に従事させるために指定する職員（以下「徴収職員」という。）は、香川県知事から香川県職員に併任を命じられた香川県警察本部交通部交通指導課に勤務する警察職員とする。</p> <p>(道路使用許可の期間)</p> <p>第26条 道路使用許可の期間は、行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等を勘案し、必要最小限度の期間とする。ただし、法第77条第1項第2号に掲げる行為に係る道路使用許可で当該行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）<u>第9条各号</u>に規定する期間とする。</p> <p>(更新時講習の細目)</p> <p>第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター及び香川県警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所</u>（以下「<u>運転免許小豆事務所</u>」という。）並びに<u>三豊警察署及び観音寺警察署</u>（以下この条において「<u>運転免許センター等</u>」という。）において行うこと。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(徴収職員)</p> <p>第12条の2 施行細則第11条の6第2項の規定により放置違反金等の滞納処分に関する事務に従事させるために指定する職員（以下「徴収職員」という。）は、香川県知事から香川県事務吏員に併任を命じられた香川県警察本部交通部交通指導課に勤務する警察職員とする。</p> <p>(道路使用許可の期間)</p> <p>第26条 道路使用許可の期間は、行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等を勘案し、必要最小限度の期間とする。ただし、法第77条第1項第2号に掲げる行為に係る道路使用許可で当該行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）<u>第9条</u>に規定する期間とする。</p> <p>(更新時講習の細目)</p> <p>第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>運転免許センター、警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター及び警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所</u>（以下「<u>運転免許小豆事務所</u>」という。）並びに<u>高瀬警察署及び観音寺警察署</u>（以下この条において「<u>運転免許センター等</u>」という。）において行うこと。</p> <p>(3)～(6) 略</p>

(動産・有価証券用)

差 押 調 書									
年 月 日 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名)									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
				円	円				
差押財産	名称	数量	所在	封印数	名称	数量	所在	封印数	
滞納処分のため 検索した場 所又は物	検索日時		年月日	午前 時 分から 午後 時 分まで					
	検索日時		年月日	午前 時 分から 午後 時 分まで					
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 ( )									
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 ( )									

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。									
年 月 日 殿 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名)									
上記差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。									
年 月 日									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(動産・有価証券用)

差 押 調 書									
年 月 日 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名)									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
				円	円				
差押財産	名称	数量	所在	封印数	名称	数量	所在	封印数	
滞納処分のため 検索した場 所又は物	検索日時		年月日	午前 時 分から 午後 時 分まで					
	検索日時		年月日	午前 時 分から 午後 時 分まで					
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 ( )									
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 ( )									

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。									
年 月 日 殿 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名)									
上記差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。									
年 月 日									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員 (併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
				円	円				
差押債権	債務者	住(居)所				氏名			
履行期限									
差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									
債権差押通知書 (第三債務者あて) を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務職員 (併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
				円	円				
差押債権	債務者	住(居)所				氏名			
履行期限									
差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									
債権差押通知書 (第三債務者あて) を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

差 押 調 書									
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。					年 月 日				
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員 (併任) (職・氏名) ◎									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
差押債権	債務者	住(居)所			氏名				
履行期限									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

差 押 調 書									
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。					年 月 日				
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員 (併任) (職・氏名) ◎									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
差押債権	債務者	住(居)所			氏名				
履行期限									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号(その3)(第12条の5関係)

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差押財産									
差押書(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号(その3)(第12条の5関係)

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差押財産									
差押書(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊟									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
				円	円				
差押財産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟									
差押通知書(第三債務者等あて)を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
				円	円				
差押財産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟									
差押通知書(第三債務者等あて)を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

債権差押通知書											
								年 月 日			
第三債務者		住(居)所								殿	
		香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟									
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後に債権者に対して支払っても、その支払は無効です。</p>											
滞納者 (債権者)	住(居)所										
	氏名										
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要				
					円	円					
差押債権	債務者	住(居)所			氏名						
履行期限											
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。</p>											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

債権差押通知書											
								年 月 日			
第三債務者		住(居)所								殿	
		香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名) ㊟									
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後に債権者に対して支払っても、その支払は無効です。</p>											
滞納者 (債権者)	住(居)所										
	氏名										
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要				
					円	円					
差押債権	債務者	住(居)所			氏名						
履行期限											
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。</p>											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（第三債務者等がある無体財産権等用）

差 押 通 知 書											
										年 月 日	
第三債務者等 住（居）所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">香川県警察本部交通部交通指導課                      香川県職員（併任）                      （職・氏名）<span style="float: right;">㊟</span></p>											
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要				
					円	円					
差押財産											
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（第三債務者等がある無体財産権等用）

差 押 通 知 書											
										年 月 日	
第三債務者等 住（居）所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">香川県警察本部交通部交通指導課                      香川県事務吏員（併任）                      （職・氏名）<span style="float: right;">㊟</span></p>											
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要				
					円	円					
差押財産											
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



（不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用）

差 押 書										
								年 月 日		
滞 納 者 住（居）所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">香川県警察本部交通部交通指導課                  香川県職員（併任）                  （職・氏名）<span style="float: right;">㊤</span></p>										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞 納 者	住（居）所									
	氏 名									
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
差 押 財 産										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この差押書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用）

差 押 書										
								年 月 日		
滞 納 者 住（居）所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">香川県警察本部交通部交通指導課                  香川県事務吏員（併任）                  （職・氏名）<span style="float: right;">㊤</span></p>										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞 納 者	住（居）所									
	氏 名									
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
差 押 財 産										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この差押書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

捜 索 調 書										
年 月 日										
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員 (併任) (職・氏名) ㊟										
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第 146 条第 1 項の規定によりこの調書を作る。										
滞納者	住 (居) 所									
	氏 名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
捜索した場所又は物										
捜索した日時		年 月 日		午前 時 分から 午後 時 分まで						
備考										
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊟										
捜索調書謄本 (捜索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

捜 索 調 書										
年 月 日										
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員 (併任) (職・氏名) ㊟										
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第 146 条第 1 項の規定によりこの調書を作る。										
滞納者	住 (居) 所									
	氏 名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
捜索した場所又は物										
捜索した日時		年 月 日		午前 時 分から 午後 時 分まで						
備考										
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊟										
捜索調書謄本 (捜索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分から 午後 時 分まで
備 考	下記の財産を占有した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊟	
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日( ) ㊟	

上記捜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。	
年 月 日	
 殿  香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟	
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。  年 月 日 ㊟	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名) ㊟	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分から 午後 時 分まで
備 考	下記の財産を占有した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊟	
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日( ) ㊟	

上記捜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。	
年 月 日	
 殿  香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任) (職・氏名) ㊟	
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。  年 月 日 ㊟	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員 (併任) (職・氏名) ㊤	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第 146 条第 1 項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
備  考	下記の財産を搬出した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊤	
捜索調書謄本 (捜索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊤	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員 (併任) (職・氏名) ㊤	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第 146 条第 1 項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
備  考	下記の財産を搬出した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊤	
捜索調書謄本 (捜索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊤	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、同年3月30日から施行する。